

会 議 録

会 議 名	令和 7 年度第 1 回野田市公契約審議会
議題及び議題ごとの公開又は非公開の別	(1) 会長の選出について (2) 会長職務代理者の指名について (3) 令和 6 年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告） (4) 令和 8 年度の工事請負契約に係る最低額について (5) 令和 8 年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について (6) 公契約条例に係る提出書類の見直しについて
日 時	令和 8 年 1 月 21 日（水）午前 11 時 00 分から午後 0 時 20 分まで
場 所	市役所低層棟 4 階 委員会室
出席委員氏名	金子 慎、村山 周平、坂齊 尚也、有賀 ヒメ子、原 崇人
事 務 局	今村 繁（副市長）、大久保 貞則（総務部長）、渡邊 宏治（総務部次長兼管財課長）、平出 知之（総務部主幹兼管財課長補佐）、小島 繁樹（管財課契約係長）
傍 聴 者	1 人
議 事	
令和 7 年度第 1 回野田市公契約審議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 1 開会 管財課長補佐 定刻となりましたので、令和 7 年度第 1 回野田市公契約審議会を開会いたします。今回は、委嘱替えの後、初めての会議であることから、会長が決まるまでの間進行を務めさせていただきます、総務部主幹兼管財課長補佐の平出と申します。よろしくお願いいたします。 会議に当たり、会議録作成のため、録音させていただくことについて、御了承くださいますようお願いいたします。 はじめに、本日の会議には 1 人から傍聴の申込みがありました。本審議会については原則「公開」としておりますので傍聴者にはあらかじめ入室していただいております。また、会議途中でも傍聴の希望があった場合には、入室いただくことになりますので御了承願います。 なお、会議の傍聴を認めることを市民に周知するため、市ホームページに開催のお知らせを掲載しております。 また、会議を公開することに伴いまして、会議資料、委員名簿、会議録につきましては、市ホームページ及び行政資料コーナーにて公表させていただきますのであらかじめ御了承ください。 次に、委員の出席状況について 御報告いたします。本日の会議につきましては、森田委員から欠席の申出がありました。 会議は、委員 5 名の出席がありますので、野田市公契約条例第 14 条の 6 第 2 項の	

規定により会議は成立しております。

続きまして、会議に先立ち、副市長より御挨拶申し上げます。

副市長 野田市副市長の今村でございます。令和7年度1回目の委員会ということで、開催が遅れてしまったことについておわび申し上げます。この数年間、最低賃金が大幅に上がってきており、公契約条例の最低額の差もなくなってきておりまして、公契約条例の在り方の曲がり角にきていると認識しております。今後考えていかなければいけないことが多々あると思っております。国が公契約法を制定する動きが全くないことから、どのようにすれば国を動かしていけるかということ、また最近、近隣の自治体とも意見交換会を始めましたが、そういった面についても考えを巡らせなければいけないと思っております。今回の会議は、令和8年度の公契約条例最低額の審議と事業者の方から提出書類の作成が煩雑であり負担となっている旨、お話がありましたので、提出書類の見直しについても提案させていただきますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。

管財課長補佐 次に、委員の委嘱期間満了に伴い令和7年8月18日付けで新たに委嘱させていただいております。今回、新たに委員を引き受けていただきました委員が多数いらっしゃいますので、委員の皆様のお名前を紹介させていただきます。

<事務局から各委員を紹介>

管財課長補佐 続きまして、事務局職員について、紹介させていただきます。

<事務局職員自己紹介>

2 議事

(1) 会長の選出について

管財課長補佐 それでは議事1「会長の選出について」に入らせていただきます。

野田市公契約条例第14条の6第1項の規定により、会長が議長となるとされておりますが、今回は、委嘱替えの後、初めての会議であることから、会長が不在となっておりますので、副市長に仮議長を務めていただきます。

仮議長 会長の選出につきましては、野田市公契約条例第14条の5第1項の規定により、委員の互選により選任することとなっておりますが、その方法についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

A委員 指名推薦がよろしいと思います。

仮議長 ただいま、指名推薦との御意見がありましたが、御異議ございませんか。

<異議無しの声有り>

仮議長 御異議ないようですので、指名推薦により選出いたします。御推薦がありましたらお願いいたします。

A委員 引き続き、原委員にお願いしてはいかがでしょうか。

仮議長 ほかに推薦はございますか。

<意見無し>

仮議長 ほかにないようですので、原委員に会長を務めていただくことに御異議ございませんか。

<異議無しの声有り>

仮議長 御異議ないようですので、原委員に会長を務めていただきたいと思います。会長が決まりましたので、仮議長を降りさせていただきます。御協力ありがとうございました。

管財課長補佐 それでは、原会長には、議長席にお進みいただきたいと思います。これからの議事につきましては、原会長に議長をお願いいたします。

(2) 会長職務代理者の指名について

議長 続きまして、議事2「会長職務代理者の指名について」に移ります。会長職務代理者につきましては、野田市公契約条例第14条の5第3項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員となっていることから、有賀委員を指名させていただきます。有賀委員、御承諾いただけますでしょうか。

有賀委員 承諾いたします。

議長 それでは、有賀委員に会長職務代理者をお願いしたいと思います。

(3) 令和6年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

議長 それでは、議事に入ります。議事3「令和6年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）」について、事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

B委員 資料1 1ページの職種（普通作業員）の確認状況について、確認書を用いての

確認ということですが、建設キャリアアップシステム、CCUSというものがあり、技能者登録数が2025年末で約320万人登録されており、普通作業員では約23万人が登録されています。公契約条例の従事割合は、普通作業員と軽作業員が高くなっており、実態に即した職種を確認するために、CCUSを活用した職種の確認も進めていった方がよいと思うため要望します。

管財課長 CCUSにつきましては、様々なデータが活用できることから業務の省力化にもつながると認識しております。議会においても活用について指摘されておりますので、事業者の導入状況を考慮しながら検討していきたいと思います。

C委員 資料11ページの職種（普通作業員）の確認状況について、B委員と重複するかもしれませんが、確認作業としては、労働者が普通作業員であることの説明を雇用者から受けて相違ない場合に自署して確認書を提出するということですが、これは単に雇用者から普通作業員であると言われて自署しているものなのか、それとも普通作業員の作業内容を労働者が確認した上で自署しているのか、どのように行われているのか教えてください。

管財課長 普通作業員の作業内容をあらかじめお示しした上で確認しております。

C委員 具体的な作業内容を認識した上で確認をとっているということでよろしいでしょうか。

契約係長 普通作業員の作業内容について、国で定義しており、主に人力で行う作業内容とされております。この作業内容については、確認書の下の方に記載しており、労働者の方がどのような作業が普通作業員となるのか確認できるような運用としております。

C委員 軽作業員は確認されているのでしょうか。

契約係長 普通作業員に限定した確認書となっており、軽作業員については確認できていない状況です。

C委員 本来、普通作業員とされるべき方が軽作業員とされて賃金が抑えられるというおそれがありますので、軽作業員の確認も必要ではないのかと思います。

副市長 今回、提出書類の見直しを検討しております。事業者からの意見では、相当負担となっているということもあり、なるべく提出書類は少なくしていきたいと考えております。条例制定から15年以上経過しているということもあり、基本的には信頼関係もできており、軽作業員の確認について検討はしますが、提出書類を増やしていくことはなるべく避けたいと考えております。

C委員 条例があっても中身が伴わないと意味がないと思いますので、提出書類については、後で議論するとしても、先ほど申し上げたとおり、本来の職種を超えるような作業内容に関わらず、賃金を抑えられるということがあってはならないと思いますので検討をお願いします。

副市長 新たに提出書類を増やすのではなく、現在も行っている取組として労働者への周知があり、この中で、普通作業員と軽作業員の作業内容を記載して、作業内容に見合わない場合は、労働者から申し出ていただく運用とすることが、現時点では好ましいと考えております。

C委員 提出書類の簡略化は別として、この報告だけを見ると軽作業員の確認はどのようにされているのかわからず、労使の関係で労働者は作業内容が異なる場合に意見することが難しいと思うため、配慮していただきたいと思います。

副市長 配慮することは当然として、立入り調査と周知によって、労働者から申出ができる機会を設けておりますが、普通作業員と軽作業員の作業内容は周知が不足しているため周知を強化して把握に努めたいと思います。

D委員 労働者は、自分が普通作業員なのか軽作業員なのか認識できているということによろしいでしょうか。

管財課長 そのような状況となっております

E委員 労働者から申出ができる制度ということですが、C委員もおっしゃっていましたが、労働者からは言いづらいということもあると思いますので、その辺はやはり配慮をしていただきたいと思います。

副市長 過去にそういった申出があったこともあり、今後も事業者の方に言いやすい環境を作るようお願いしていきたいと考えております。

C委員 公契約条例制定自治体は年々増えていますが、ほかの自治体との連携について、以前から検討されていたかと思いますが、現在どのような状況であるか進展があれば教えてください。

管財課長 近隣で賃金条項型の条例を定めている我孫子市、越谷市、草加市を個別に訪問した結果、意見交換会を開くことに同意をいただけましたので、昨年10月に4市が集まって意見交換会を開催することができました。継続してお願いしたいということで、来年度もお声掛けして開催したいと考えております。

(4) 令和8年度の工事請負契約に係る最低額について

議長 続きまして、議事4「令和8年度の工事請負契約に係る最低額について」に移り

ます。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 新しく委員に就任された方もいらっしゃいますので、昨年度のことを振り返りますと、適用率を85%から86%にしようという提案がありまして、議論の結果、85%に据え置くこととなりました。今回は、今年度の状況を踏まえて改めて86%にするか検討した結果、事業者の状況は厳しいということで、令和8年度も据え置くということで提案がありました。

この審議会では、事務局案について承認するのか否か、結論を出していただきたいので、その点を踏まえて御意見、御質問をお願いします。

B委員 物価高騰の影響で事業者の経営が厳しいということは、もちろん承知しておりますが、労働者もまた最低賃金や公共工事設計労務単価は上昇しておりますが、物価高騰のあおりを受けて実質賃金は下がっております。1%上げることは難しいことと理解しておりますが、継続して適用率を1%でも引き上げていくことについて審議することをお願いしたいと思います。

担い手3法の改正で、昨年12月に労務費の基準が示されましたので、それを組み込みことも難しいと思いますが、参考にしながら賃上げにつながる方策をとっていただきたいと思います。

C委員 85%を86%にするという議論は、設計労務単価自体は、資料17ページにあるように前年から5.31%上昇しており、基本的な賃金は上がっているということで賃金が据え置かれている状況ではないと思われます。

A委員に御存じであれば伺いたいのですが、資料21ページの条例適用工事に限った手当の支給状況について、公契約と民間の工事がある中で、公契約条例で賃金が設定されているので、その差を埋めるために公契約条例適用現場だけ手当を付けて、ほかの民間現場との差が出ていると思われますが、労働者の方から不平不満が出たり、事業者として民間の現場も公契約の現場に引き上げざるを得ず負担となっているといった意見を、もし聞いたことがあったり、経験されたことがありましたら教えてください。

A委員 基本的に手当の支給で帳尻を合わせることはしておらず、協力業者でもそのような業者はほとんどありません。民間の現場は厳しい状況で、公共工事と比較して経費が全く異なり、公共工事を受注している期間は、民間工事は受注したくなく、民間工事では安ければよいということで経費が削減されてしまう状況です。一部の業者からは、公契約の手当が見積りに含まれていることがありますが、大部分の業者は、ベースアップで努力されていると思われます。

C委員 資料20ページに参考として他自治体の適用率が記載されており、大半が90%以上となっておりますが、なぜ90%以上で設定できているのか、御存じであれ

ば教えてください。

管財課長 １％でも引き上げることは大変なものと認識しております。野田市では、労働者一人一人を給与明細等と照らし合わせて確認するなどしておりますが、他自治体では、賃金面については、そこまで確認していないことなどもあると思われます。

契約係長 公共工事設計労務単価は２月から３月に国から示されるものですが、自治体によっては、１年前の設計単価を利用しているところもあります。野田市の場合は、２月から３月に示された最新の単価を４月から適用することとしており、そういった面も影響があると思われます。

C委員 状況を確認いただいて、次回以降お示しいただければ参考にできると思いますのでお願いします。

副市長 多くの自治体は申告制で、給与明細までは確認しておらず、結果的には９０％以上支払っていると認定する運用としております。

C委員 今のお話ですと、他自治体では場合によっては最低額を満たしていないというように認識しましたが、いかがでしょうか。

副市長 そういった意味ではなくて、疑ってかかるのではなく、公共事業を受注している企業であるため正直に申告していると考えております。

C委員 他自治体が９０％以上で運用できていることについて、調査していただき、次年度以降に御報告いただければ、今後引き上げていく議論の中でも重要なこととなると思いますのでお願いします。

副市長 以前も確認しておりますが、かなり時間が経過しておりますので改めて確認させていただきます。また、９０％以上が可能であれば、事業者はどのように対応されているのかも確認いたします。

議長 ほかに意見等はございますか。８５％に据え置くことについて反対の意見がなければ承認としますが、反対の意見はありますか。

ないようですので、今回の事務局提案については、御異議なしでよろしいでしょうか。

<異議無しの声有り>

議長 事務局案について承認します。

(５) 令和８年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について

議長 続きまして、議事5「令和8年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 野田市の公契約条例の大きな特色ですが、職種ごとに最低額を定めて事務局案を承認するか否か議論していただきます。

今回の設定根拠は、3パターンあり、1つ目はハローワーク求人賃金下限額を上回る職種は据置きとすること、2つ目はハローワーク求人賃金下限額を下回る若しくは下回るおそれがある職種は69円引き上げることとして、69円の根拠は清掃業務等の最低額1,143円に法定最低賃金の上昇率5.95%を乗じた金額が1,212円となり、この上昇額が69円となるため一律で69円とするもの、3つ目は処遇改善が必要な職種については、人材確保のため、国が処遇改善に取り組んでいる職種は69円引き上げるものです。

資料32ページの令和8年度の市が定める最低額一覧が事務局案として提案されましたので、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

C委員 店長は比較的高い水準でありましたが、ほかの職種に逆転されている状況となっております。元々、店長の水準がその位置で正しかったのかという議論もありますし、最終的に職種ごとの賃金の相場というものは、需要と供給の関係で決まってくるもので、その関係が変化すれば職種ごとの水準は逆転することもあり得るので、ハローワーク求人賃金を指標とすることは、意外と合理的であると思いました。

議長 ほかに意見等はございますか。

ないようですので、今回の事務局提案については、御異議なしでよろしいでしょうか。

<異議無しの声有り>

議長 事務局案について承認します。

(6) 公契約条例に係る提出書類の見直しについて

議長 続きまして、議事6「公契約条例に係る提出書類の見直しについて」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

A委員 職種（普通作業員）の確認書については変更される予定はありますでしょうか。

管財課長 職種（普通作業員）の確認書については変更する予定はございません。

A委員 提出資料は増えるのでしょうか。

副市長 職種（普通作業員）の確認書はそのままですが、軽作業員の確認については周知事項に盛り込むなどして、労働者の方に理解していただける方法を考えており、新たに提出書類を増やすということは考えておりません。

A委員 増やさない方向でお願いしたいと思います。

C委員 提出書類というのは、公契約条例第9条が根拠規定となっているのでしょうか。

契約係長 第9条では、条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して必要な報告を求めるとされていることから労働者支払賃金報告書等の提出とは異なります。労働者支払賃金報告書等の提出については、契約書にとじ込む特約条項において規定しております。

副市長 議長がおっしゃるように、基本的には第9条が根拠規定となり、それに基づいて特約条項に定めております。

C委員 施行規則での規定もないということでしょうか。

管財課長 第9条に基づいており、施行規則で規定されてはおらず、特約条項のみとなります。

C委員 賃金台帳等の提出は市が一人抽出して行うとなっていますが、この抽出はどのような方法を考えていますか。

管財課長 最も賃金が低い方を確認していくことを想定しております。

C委員 ベテランの方や中堅の方は賃金が高いため、そういった方を抽出しても余り意味がないと思い質問したのですが、書類は全てまとめて提出されるのか、それとも労働者支払賃金報告書が提出されてから抽出して賃金台帳等の提出を求めるのか、どのように行うのでしょうか。

管財課長 まずは、労働者支払賃金報告書を提出していただき、その中から抽出してから賃金台帳等の提出を求めて確認したいと考えております。

C委員 抽出する方は、最低額に近い方を抽出するような形でよろしいでしょうか。

管財課長 実効性を確保するために、そのように考えております。

副市長 抽出の人数についてですが、1人では少ないと思っており、元請け、下請け、孫請けとなっているような場合に1人だけでは少ないので、下請け構造になっている場合は、それぞれの事業所から、一番賃金が低い方を抽出して確認したいと考えております。

C委員 軽作業員、普通作業員、特殊作業員など、様々な職種がありますが、全職種の中で一人なのか、各職種の中で一人なのか、どのような考え方なのでしょうか。

管財課長 全職種の中から一人と考えております。

C委員 提出回数について、例えば3か月間の工事であれば、3年間の工事もあり、長期間に及ぶ工事でも提出回数は1回ということなのでしょうか。

管財課長 年度ごとに提出いただくことで考えております。

C委員 これまで年2回であったものを、年1回にするということではよろしいでしょうか。

管財課長 そのとおりです。

C委員 意見になりますが、軽作業員の確認書も必要と思いますので検討をお願いします。

副市長 先ほど、下請け構造のものについては複数名を申しましたが、労働者支払賃金報告書は一人一人記載するため、相当な負担となっており、現状では内訳まで細かく記載する内容となっているため、この部分は更に簡略化を検討したいと考えております。賃金台帳を提出する方を少し増やす代わりに、この部分は簡略化したいと考えております。

議長 先ほどの副市長のお話でも、現時点では簡略化できるものに検討の余地があるとのことなので、今回の審議会では、簡略化する方向性について承認するか否か、決定するということではよろしいでしょうか。

副市長 議長がおっしゃったように、今回の審議会では方向性ということとして、具体的な様式については、完成しましたら書面審査という形でお願いしたいと考えております。

議長 この議題については、事業者を信頼しないわけではありませんが、骨抜きになってしまってはいけない重要なことだと思います。そのため書面審査という形ではなく、審議会として議論をしたいと思っております。委員の皆様には、後ほど御意見を伺いますが、本日は方向性を決定する形がよろしいかと思います。

副市長 来年度から様式を変更したいと考えておりますので、公契約条例が適用される工事が発注される前に審議会を開催させていただきたいと思います。

B委員 C委員もおっしゃっていましたが、是非、軽作業員の確認も行っていたきたく検討をお願いします。また、確認となりますが、提出書類は簡略化する方向で、様式の項目は更に減らしたものを提示いただき、次回審議して令和8年度から実施していくということでよろしいでしょうか。

副市長 本日は簡略化する方向性とさせていただき、具体的な様式や軽作業員の確認については、改めて審議会で決定するという事で開催をお願いしたいと考えております。

C委員 職種(普通作業員)の確認書についてもどのような書類なのか確認したいので、次回審議会で提示をお願いします。その中で簡略化が可能であれば簡略化し、併せて軽作業員の確認もできるという可能性もあると思いますので検討をお願いします。

条例という上物だけがあっても、中身が伴っていなければ意味がないので、きちんと賃金が支払われているかということ、職種が適正に取り扱われているかということが確認できれば、公契約条例の効果が発揮されていると思いますので、余り必要以上の情報を事業者に求める必要はないと思いますが、最低限そこだけは守っていただきたいと思います。

議長 今日の段階では見直すことについては、おおむね異論はないということで、年度明けに具体的な様式を提示していただき、再度審議会を開催するという事とします。

3 その他

議長 続きまして、その他について、事務局からお願いします。

管財課長 次回は年度明けに開催させていただき、資料などの準備が整いましたら御案内しますのでよろしくお願いいたします。

4 閉会

議長 ほかにないようですので、令和7年度第1回野田市公契約審議会を閉会します。